

指定障害福祉サービス事業者等の指定の全部効力の停止について

令和5年9月1日

八尾市健康福祉部福祉指導監査課 電 話 072-924-9362 (直通) F A X 072-922-3786
--

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）の規定により、下記、指定障害福祉サービス事業者の指定の全部効力停止3か月を行いましたのでお知らせします。

【指定の全部効力停止対象事業者】

- ・法人名 株式会社里葉会
- ・代表者 代表取締役 窪内 悠起
- ・所在地 八尾市山本町南八丁目1番20号

【指定の全部効力停止対象事業所名称及び所在地】

- ・事業所名 訪問介護里葉会八尾
- ・所在地 八尾市青山町五丁目5番7号 グランヴェール青山A棟101号
- ・サービスの種別 居宅介護、重度訪問介護
- ・事業所番号 2715502809

(1) 指定の全部の効力日

令和5年9月1日

(2) 指定の全部効力停止の理由

- ①その他福祉に関する法律の違反（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第9号）
 - ・一体的に運営している指定訪問介護事業所において、全部効力停止処分に相当する介護保険法に違反する行為が認められた。

(3) 指定の全部効力停止事業者に対する経済上の措置

なし